

高校野球特待生制度に関する取り扱いについて

平成 19 年 11 月 30 日
日本高等学校野球連盟

平成 21 年度以降、加盟校が高校野球特待生(以下特待生という)を決めるにあたっては、以下に示す事項に留意しつつ、その具体的内容を自主的に定め適切な運用に努めるものとする。

記

(特待生制度の定義)

1. 加盟校が、野球の能力が特に優秀である生徒に対して、入学金、授業料その他これに類する負担金を免除する制度をいう。

(特待生制度と学生野球憲章の関係)

2. 以下の 3. に掲げた条件を満たす特待生制度は、日本学生野球憲章第 13 条で、「選手または部員は、いかなる名義によるものであっても、他から選手または部員であることを理由として支給されまたは貸与されるものと認められる学費、生活費その他の金品を受けることができない」とした規則に抵触しない。

(特待生制度の条件)

3. 加盟校が予め次の事項を自主的に定めるとともに、募集要項などによって、一般に公開していること。
 - 1) 野球の能力が特に優秀である生徒に対し、入学金、授業料その他これに類する負担金を免除する制度を設けていること。ただし、遠征費、用具費その他部活動に必要な費用、および寮費その他の生活費の援助を対象としていない。
なお、平成 19 年 6 月 26 日付「特待生問題の入学前に関する確認事項」と同様に、寮費については経済的支援が必要な生徒に対し、卒業後返還をする制度による特典を与えることは差し支えない。
 - 2) 特待生とする人数。
 - 3) 特待生とする基準。この基準には必ず①学業が同学年の一般生徒と同じ水準にあること②生活態度等に関して他の生徒の模範となっていること、の趣旨が含まれたものであること。
 - 4) 特待生として決定する選考手続き。なお、選考書類として中学校校長の推薦書が含まれていること。

(特待生の人数)

4. 特待生の人数は、各学年 5 名以下とすることが望ましい。なお、当該校に硬式部と軟式部の両方があるときは、それぞれ別枠で取り扱うことは差し支えない。

(怪我などによる救済制度)

5. 当該生徒が怪我などにより野球の能力について特待生の条件を満たさなくなった場合、学校生活継続のための措置が講じられていることが望ましい。

(国外から入学する生徒に対する措置)

6. 国外からの特待生に対しては、日本語の学習など教育上の配慮がされていることが望ましい。

(接触ルール)

7. 高校野球関係者が中学校側と接触できるのは、進路指導の一環として当該中学校校長の承認の上、中学校の進路担当者（担任など）および保護者と面談するものに限る。ただし、高校野球関係者が、中学校側の進路担当者の同席なしで保護者と面談すること、および家庭訪問はできない。なお、面談の時期は当該都道府県での取り決めに遵守すること。
8. 高校野球関係者が、中学生の進路選択に当たって、第三者いわゆるブローカーと接触し、入学させる旨の約束をしたり、進路に関し何らかの要請を受け入れたりした事実が判明したときは、当該高校野球関係者を日本学生野球憲章第29条によって処分の対象とする。
また、高校側にブローカーからの働きかけがあったときは、当該高校から所属都道府県高等学校野球連盟に報告する。当該都道府県高等学校野球連盟は、日本高等学校野球連盟を通じて、当該中学生の在籍する中学校または少年野球チーム責任者とその所属する連盟責任者に通告し、以後の関与を許さないよう要請をする。

(その他)

9. 加盟校が、野球部OB会、後援会、同窓会などの支援団体が、野球部の特定の生徒に対し、入学金、授業料その他これに類する負担金を援助する特待生制度を設けるときは、3. および4. に挙げた条件、人数を踏まえた上で、特待生と同等の扱いとすること。

(実態調査)

10. 日本高等学校野球連盟ならびに都道府県高等学校野球連盟は、特待生制度を採用する加盟校の実態調査を平成21年度から3年間実施し、その結果に基づいて、公正・公平な大会実施の観点から、改めて同24年度以降に入学する生徒に適用する高校野球としての特待生制度の取り扱いを決定する。
11. 実態調査の項目は、特待生の人数、その人数とした理由、および特待生制度採用によって生じた効果と問題点を所属連盟に報告することとするが、その具体的な内容と報告の時期等については、平成20年5月末までに都道府県高等学校野球連盟ならびに同私学検討部会と協議の上、別途定める。

以 上